

# 自治基本条例 すいしんにゅ〜す

## 自治基本条例施行10周年

地方分権への流れの中、市・市民・事業者が、自らの考えと責任において自立的な地域運営を行うことが求められるようになりました。そこで本市では、平成17年8月1日、市民自治都市実現のためのまちづくりのルールを定めた「自治基本条例」を施行しました。

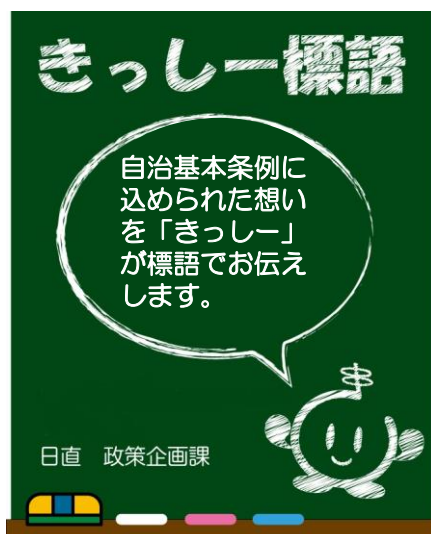
本条例は、策定過程についても、市民委員が中心になって、一から条例案づくりを行うとともに、制定後も、市民参画による自治基本条例推進委員会を一定期間ごとに設置し、条例が社会情勢に適合しているか、形骸化していないかの検証を行ってきました。



しかし、平成25年度実施の市民意識調査の結果から、条例の認知度は年齢層が低いほどに低いことが明らかになるとともに、平成26年7月に自治基本条例推進委員会からの建議書においても、「若年層の認知度を高めるための取組強化」のご意見をいただきました。

そこで、条例施行10周年を迎えるなか、子ども達にも自治基本条例に関心を持ってもらえるよう、さまざまな取組を行っています。

## きっしーじちきほんじょうれい標語



平成27年9月から平成28年7月まで、毎月1つ、自治基本条例に込められた想いを、協働のイメージキャラクター「きっしー」が標語にしてお伝えしています。

9、10月は、条例の“前文”に込められた想いを、11月からは市民自治都市を実現するための“5つの基本原則”を標語にして、広報きしわだ及び市ホームページに掲載しています。

4月から引き続き、“基本原則”やまちづくりに不可欠な“協働”についての標語を「きっしー」から発信予定ですので、是非ご覧下さい。

市ホームページでは、岸和田市消防本部のマスコットキャラクター「きしぼう」も登場。「きっしー」と「きしぼう」のやりとりもお楽しみに。



## 市民参画の制度を紹介するマンガを制作

平成 26・27 年度で、岸和田産業高校 CGA 部の皆さんの協力を得て、条例に定められている 4 つの市民参画制度を、学校での出来事に例えて紹介するマンガを制作しています。4 月以降、市ホームページにて掲載予定ですので、お楽しみに。

### <市民参画制度>

市・事業者・市民がともにまちづくりを進めるための常用的な市民参画制度として「意見聴取」「審議会等の委員公募」があります。

また、特別な事案が生じた時のために整備されている制度として「住民投票制度」「個別外部監査請求制度」があります。



## 八木北小学校で自治基本条例を紹介



平成 27 年 12 月、八木北小学校のご協力を得て、社会科の授業で市役所や市議会の役割を勉強したばかりの 6 年生の子ども達を対象に、学校での出来事に例えながら、岸和田のまちづくりのルールを定めた自治基本条例のお話しをしました。



### <まちづくりのルール>

- 参加のルール：自分のこととしてまちづくりの取組みに加わること
- 協働のルール：異なる立場の人達が協力して、まちづくりに取り組むこと
- 情報共有のルール：情報を共有してみんながまちのことを知っているようにすること

今後、先生方にもアドバイスをいただきながら、子ども達にとって、よりわかりやすい説明資料づくりを行うとともに、条例に触れる機会を増やせるように取り組んでいきます。

### 岸和田市企画調整部政策企画課 自治基本条例担当

住所 岸和田市岸城町7-1

電話 072-423-2121(代表)

FAX 072-423-6749

Email: kikaku@city.kishiwada.osaka.jp

4月から企画調整部企画課になります。  
これからもよろしくお願いいたします。

